

麻生区地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 麻生区地域コミュニティ活動支援事業補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、麻生区における市民活動の中間支援機能を有する麻生区市民活動支援施設（以下「施設」という。）を運営する者が実施する資金助成事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付することにより、麻生区における地域の新たなコミュニティづくりにつながる市民活動団体等の活動を支援することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金は、麻生区における市民活動団体等が新たに地域のコミュニティづくりにつながる活動を始める場合に、その企画提案を受け、審査会の審査を経て、その取組を支援するために施設を運営する者が助成金を交付する事業（以下「麻生区地域コミュニティ活動支援事業」という。）を対象として交付する。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称、住所及び代表者氏名
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出基礎
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書及び資金助成事業の運用基準
- (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び交付の条件)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものと

する。

2 市長は、前項の補助決定にあたり、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、補助金交付決定通知書を受けた者からの請求を受け、概算払により補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の使用内容が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団の活動を助長し、又は運営に資する恐れがあると認められるとき。

(4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

(5) 補助金の対象となる事業を中止又は廃止したとき。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果及び補助金に係る収支計算に関する事項を記載した実績報告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は前条の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請した者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助金の交付を受けた者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定め

て、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第12条 補助金の交付を受けたものは、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌日から5年間保管しなければならない。

3 市長は、必要があるときは、補助金の交付を受けた者に対し、前項の書類の提出を求めることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、麻生区長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。